情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU 部会 周波数管理·作業計画委員会第 22 回会合議事概要

1 開催日時

令和3年10月19日(火) 10:00~12:10

2 場所

Web 会議形式 (Webex)

3 出席者(敬称略)

· 専門委員:

小林 哲、小川 博世、阿部 宗男、板谷 聡子、伊藤 真奈美、齋藤 一賢、篠原 笑子、田村 知子、西田 幸博、橋本 明、福井 裕介、寳迫 巌、横山 隆裕、吉田 貴容美

・関係者:

石田 和人、市川 正樹、金子 雅彦、久保田 文人、篠原 真毅、庄木 裕樹、菅田 明則、高尾 浩平、高田 仁、田北 順二、塚本 悟司、徳田 裕司、中村 隆治、畠山 浩輝、服部 光男、藤本 卓也、宮寺 好男、山崎 高日子、山本 勝美、米子 房伸、渡辺 知尚

• 事務局:

市川 麻里、竹内 謹治、服部 恵二、木原 隆博、志賀 侑夏

4 配付資料

資料 22-1 ITU-R SG1 関連会合(2021 年 5-6 月開催)の結果概要

資料 22-2 WP1A、WP1B、WP1C 会合への日本寄与文書(案)

資料 22-3 WP1A、WP1B、WP1C 会合への対処方針(案)

参考資料 1 ITU-R SG1 関連会合(2021 年 5-6 月開催)の報告書

参考資料 2 周波数管理·作業計画委員会第 21 回会合議事概要

参考資料 3 WP1A、WP1B、WP1C 会合開催案内

参考資料 4 WP1A、WP1B、WP1C 会合 出席予定者一覧

参考資料 5 周波数管理·作業計画委員会 構成員名簿

参考資料 6 周波数管理·作業計画委員会 関係者名簿

参考資料 7 WRC-23 会合議題一覧 (※ 下線がある配付資料は非公開。)

5 議事

- 1 ITU-R SG1 関連会合(2021 年 5-6 月開催)について
 - (1) 会合の結果報告
- 2 WP1A、WP1B、WP1C 会合(2021 年 11 月開催)への対応について
 - (1) 提出予定日本寄与文書(案)の審議
 - (2) 対処方針(案)の審議
- 3 その他

6 議事概要

(1) ITU-R SG1 関連会合(2021 年 5-6 月開催)の結果概要

資料 22-1 に基づき、ITU-R SG1 関連会合(2021 年 5-6 月開催)の結果概要について確認を行った。主な議事内容は以下のとおり。

- (西田) ①Non-beam ワイヤレス電力伝送(WPT)に関する検討について、前回日本から 新 ITU-R 勧告草案 SM.[WPT-EMISSIONS]に向けた作業文書に関し、寄書を入力しており、概要の資料に記述が無いので、その結果を報告いただきたい。② テラヘルツ帯の能動業務に関する検討について、米国等から、報告への反映に 当たっては、SG3 に非 ITU 系の論文情報に関する見解を求める必要があるとされた理由についてお聞きしたい。通常 ITU の外の情報を ITU レポートとして取りまとめることはよくあること。今回あえて SG3 の意見を求めるべきと記載しているのは、ITU の外の情報だからなのか、SM.2352 のレポートに盛り込もうとしている内容が SG3 の担当分野だから意見を求めるべきだという意味なのか。
- (庄木) ①について、emission は各国が責任を持って決めるべきということと、環境ノイズをベースに考えるべきという内容を日本から提案した。一方、欧州放送連合(EBU)は無線通信業務の保護要件を含めた具体的な数値を提案した。その提案の数値は日本としては厳しい値であることから反対し、議論は平行線となっている。そのため、議長からの提案で、EV用WPTの共用検討等の関連する他のレポートの改定の検討結果を踏まえて検討することになり、TEMP文書を作成して議論は持ち越されている。
- (小林) EBU の提案は無線通信業務の保護要件を勧告するものである。一方で、日本は 考え方を勧告すべきとの立場で、米国は勧告は不要でレポートでいいという立 場である。現在は議論が先延ばしになっている。(西田氏に対し)結果概要の 改訂は必要ないか。
- (西田) 改めて作っていただく必要はない。
- (小川)②について、レポートはテラヘルツ帯のレーダーで衣服の下にある物体を検出

する技術特性を扱っているが、減衰特性や反射特性があるのかを示す必要があり、その内容は SG3 の所掌範囲であるため、リエゾンを送るべきという議論となった。

- (西田) 専門領域の専門家の意見を確認したいという趣旨であると理解した。
- (橋本) 委員会内での手続きに関する質問で、会合報告書には(案)をつけて委員会内での確認を取ることで最終化するものであると認識していた。会合の内容の説明に関しては、報告書全体でするのではなく、この資料 22-1 でもよいと思うが、委員会内で確認対象とする資料には、参考資料1としている報告書も含まれると認識している。
- (事務局) ご指摘のとおり、報告書案として委員会内でご確認いただいた上で正式版と して確定させていただくものであるため、次回会合においては、「会合報告 書(案) | としてご確認させていただく。
- (小林)委員会の場では「会合報告書(案)」として議論し、委員会後1~2週間程度 の期間を区切って修正意見を受け付けて、確定した段階で案をとることとする。

(2) WP1A、WP1B、WP1C 会合への日本寄与文書案の審議

資料 22-2 に基づき、WP1A、WP1B、WP1C 会合に入力する予定の日本提出寄与文書(案)について検討を行った。主な指摘事項は以下のとおり。また、追加の意見提出については 21 日 17 時まで受け付けることとし、22 日 17 時までに寄書を修正して事務局まで提出することとなった。

ア 資料 22-2-1 (レポート SM.2352 の改定草案に向けた作業文書の変更提案) に ついて

- (西田) エディトリアルな修正を提案する。
- (小川) ご指摘のとおり修正する。
- (橋本) p.1 に、「Japan proposes to modify the last paragraph of section 5.5.3 whose text was not agreed by WP 1A according to the views provided by WPs 3J, 3L and 3M.」とある。この「section 5.5.3」は、「section 5.5.3 of the working document,」とするべきではないか。
- (小川) ご指摘のとおり修正する。
- (伊藤) p.1 に、「Preliminary Draft New Report」とあるが、「Preliminary Draft Revision of Report」の誤りではないか。
- (小川) ご指摘のとおり修正する。

イ 資料 22-2-2(新報告草案 ITU-R SM.[WPT.BEAM.IMPACTS]の改訂提案)に ついて

(西田) 寄書本文についてエディトリアルな修正が必要と思うので、別途送付する。 なお、2 Proposal において、Introduction に追記というように記載されて

- いるが、日本の制度化を説明する Study C に追記とした方が良いのではないか。また、Figure 3 が差替えられているようだが、この意図を教えていただきたい。
- (藤本) エディトリアルな修正等については適宜対応させていただく。また、 Figure 3 については、日本提案の修正箇所ではないため、該当箇所を確認 して元のとおり修正する。
- (横山) 今回入力する寄書2つに関してであるが、前回会合では対象の新報告案や新勧告案の2段階昇格の提案をしたとの説明がこの委員会の冒頭にあったところ、新報告案への昇格を目指すタイミングは11月の次回会合と来年7月の次々回会合のどちらを想定しているのか。
- (藤本) 次回会合は SG 会合がないこともあり、ドラフトまで上げることを考えてはおらず、次々回会合までの2回を経て新報告案及び新勧告案まで上げることを想定している。理由としては、リエゾン文書を WP5A、WP5D 及びWP7B、WP7C、WP7D に発出しており、現時点で回答は WP7D のみであるため、他の WP の回答が揃ってから次々回の WP1A 及び SG1 会合で成立することを目指したい。
- (橋本) P.4 に「as shown in the study taken in Japan in this document.」とあるが、「this document」とは何を指しているのか。レポート自体を指すのであれば、「this Report」ではないか。
- (藤本) ご認識のとおりであるため、修正する。
- (石田)前の文章に米国から追記された箇所があり、その文章中の「this document」にならって記載している。ただし、西田氏からご指摘いただいたことも踏まえ、この「this document」は追加する文章では不要となり、「Study C」に置き換えることが適当と考える。
- (西田) Study C の追記箇所について、前半部分は総務省の免許付与についての記載だが、続く後半部分の「operational coordination mechanism」は総務省が実施しないものではないかと思う。この後半部分は主語が不明であり、前半部分の主語と類推するため誤解される恐れがあるのではないか。
- (藤本) 「operational coordination mechanism」は、昨年 12 月から今年の 5 月にかけて運用調整に関する検討会が総務省主催で開催され、その内容に基づいてつくられるもの。主語の不明瞭さについてはご指摘のとおりであるため、総務省電波環境課と相談して修正する。
- (西田) 細々と記載する必要はないものの、「operational coordination mechanism」のポイントは記載した方が良いのではないかと考える。
- (小林) 「operational coordination mechanism」の記載については、総務省と相談しながら修正することとする。
- (事務局) 本日欠席している構成員の新氏から意見をいただいたので、代理で発言

する。P.6 の 3 行目において、N-STAR は日本のみで使用している用語であるため、ITU-R のレポートに記載する用語としては不適切であり、「Mobile Satellite Service」という表現に合わせるべきでないか。

(小林) 皆さんから特段の意見が無いので、そのとおり修正することとする。

ウ 資料 22-2-3(新勧告草案 ITU-R SM.[WPT.BEAM.FRQ]の recognizing h)に関する提案)について

- (小林) recognizing h)とすべきところが considering h)になっている箇所と、「some administrations」の「s」が抜けている箇所があるため、エディトリアルな修正が必要。
- (橋本) P.2 の3) において「some countries…」とあるが、これは一部の国が該当することを示すものであり、自国が該当するかは主管庁の判断となり、当てはまらなければ別案を提案し、該当すれば受け入れるということが一般的である。一方で、この文書では「if…explains…, Japan…」となっており、日本に該当するかを会合に問いかけしているような表現になっている。

「first option」は日本の現状を説明していないと考えられるので、日本は 別案を提案すると簡潔に記載すればよいのではないか。

- (小林) 併記されている2つの案のうち、1つ目はオフライン協議で米国代表団であるコンサルタントから提案されたものであり、日本のことを念頭に記載されたもののようである。現在、米国政府に確認しているが、現時点で回答がない。これが米国政府としての提案ではなく撤回されるようであれば、日本は寄書を出さない可能性があることも意思表示した上で、米国からの返答を待っているところである。米国からこの提案を撤回する回答が得られれば、本寄書は不要とすることで総務省電波環境課と認識を合わせている。米国からの返答がない場合には橋本氏からご指摘いただいた記載で書き直すこととしたい。
- (橋本)本寄書の背景は理解したので、該当箇所の表現は米国との協議の結果及び 提案元の判断に任せたいと思うが、一般的な目線では、該当箇所の記述が 奇妙な印象を与えることは指摘させていただく。
- (西田) この勧告案と研究課題 210/1 を拝見したところ、当初の勧告案は recognizing f)及び recognizing g) に続いて 3 番目の考え方として recognizing h)が記載されており、同様に研究課題においても同様に3つの 考え方が示されている。研究課題に整合したような表現を勧告にも採用す べきと提案することが他国にも納得のいくものになるのではないか。また、現在の寄書案では、背景説明、論点、提案という流れで説明しているが、 提案を先に記載し、続けて無線通信規則との関連についての日本の見解を

述べるようにした方が良いのではないか。

(小林) 最終的に日本の提案は研究課題の表現に合わせることであるため、ご指摘 いただいた方針で総務省電波環境課と調整して修正することとしたい。

(電波環境課) 同様の認識である。

(3) WP1A、WP1B、WP1C 会合への対処方針案の審議

資料 22-3 に基づき、WP1A、WP1B、WP1C 会合(2021 年 11 月開催)に向けた対処方針についての検討を行った。主な指摘内容は以下のとおり。

- (小林) Beam WPT の周波数帯に関する勧告草案については、寄書の審議で西田氏から ご意見をいただいた研究課題 210/1 と整合する必要があることから、記載につ いて調整させていただきたい。
- (西田) ①対処方針の2(1)「Non-Beam ワイヤレス電力伝送(WPT)(特に EV 用)」における新 ITU-R 勧告草案 SM.[WPT-EMISSIONS]に向けた作業文書に関する検討について、勧告化できるよう適切に対応するとされているが、二つの考え方のうち一方に統一することは難しいのではないかと思う。また、EBU は放射制限値ではなくあくまでも無線通信業務の保護要件を記載する意図であるため、その点は日本としても許容できるのではないかと思う。このため、保護要件を記載した上で最終的に主管庁が判断する、というような両方の意見を取り入れた提案をすることはできないのか。
 - ②2(2)「Beam ワイヤレス電力伝送(WPT)に関する検討」の背景について、P.3 中ほどに、「ある参加国から今まで議論していない周波数範囲についての唐突な提案があった」と記載があるが、報告書等では内容がわからなかったため、確認をしたい。また、その対処方針について、(a)他国の周波数範囲に関する提案が日本に不利に働くこととなる因果関係についての説明、(b)WP7Dから発出されたリエゾン文書について対応状況を追加することに関する背景説明を追記していただきたい。
- (庄木) ①については、今回会合では難しいが、将来的に対応を検討したい。EV 用WPT のレポートの改定作業や WP7A の標準電波に関するリエゾン返答にともなって、様々な考え方が出ることを踏まえてレポートを検討する必要がある。また、新 ITU-R 勧告草案 SM.[WPT-EMISSIONS]に向けた作業文書について、EV のみではなく他分野も盛り込むべきとする意見もあるため、 次回の WP1A 会合を経て、まとめられるようであれば次々回に寄書の提案を考えたい。
- (小林) 他の検討が並行して行われており、勧告化できないことも含めて検討している 状況であると理解している。このため含みのある対応方針になっているものと 認識している。
- (藤本) ②の Beam-WPT については、オランダが 863-870MHz を口頭で入力しており、impact report もないため、次回会合までに入力されれば議論するということと

なったという状況である。

(小林) 勧告草案には明示的に記載されていないが、他にも米国から ISM 帯である 24GHz 帯と 61GHz 帯が提案されており、レポートに一部書き加えられている ことから、追加の可能性がある内容となっている。十分な影響評価の結果の提案がない中で、意思表明として 800MHz 帯とミリ波帯の提案が出されている。 会合報告書に記載がないのは、オランダの提案は正式な寄書による提案ではな いためである。米国のミリ波帯は ISM 帯のため大電力でなければ特段支障ない と認識しているが、対処方針については寄書が出てない以上、システム要件等 を判断できないため記載ができないという状況である。ただし、背景に補足を 記載した方がよいと思う。

(藤本) 承知した。背景に追記させていただく。

(4) その他

事務局から、WP1A、WP1B、WP1C 会合の外国寄与文書審議表(案)について、ITU への寄与文書の締切である 10 月 27 日(水)以後、別途メール検討を行う旨が周知された。また、報告書案について、修正意見があれば 10 月中に事務局まで送付するよう周知された。

以上

※本議事概要については出席者に確認済